

磐 監 第 38 号

令和2年5月11日

磐田市議会議長 寺 田 幹 根 様

磐田市監査委員 鈴木 得 郎

同 東 功 一

同 松 野 正比呂

定期監査及び財政援助団体等監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき、定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和 2 年度

定期 監 査 結 果 報 告 書
(第1回)

財政援助団体等監査結果報告書

磐田市監査委員

定期監査結果報告

1. 監査の対象、期間及び監査日

対 象		監 査 日	
部 課 名	期 間		
建 設 部	道路河川課	平成 31 年 4 月から 令和元年 11 月まで	令和 2 年 1 月 28 日
	都市整備課	平成 31 年 4 月から 令和元年 11 月まで	令和 2 年 1 月 28 日
	都市計画課	平成 31 年 4 月から 令和元年 12 月まで	令和 2 年 2 月 26 日
	建築住宅課	平成 31 年 4 月から 令和元年 12 月まで	令和 2 年 2 月 26 日
企 画 部	秘書政策課	平成 31 年 4 月から 令和 2 年 2 月まで	令和 2 年 4 月 28 日
	広報広聴・シティ プロモーション課	平成 31 年 4 月から 令和 2 年 2 月まで	令和 2 年 4 月 28 日
	財 政 課	平成 31 年 4 月から 令和 2 年 2 月まで	令和 2 年 4 月 28 日

2. 監査の方法

提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを市監査基準に基づき監査した。

3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

【建設部 道路河川課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

平成 30 年 12 月に完成した西御殿川ポンプ場の建物について、取得時に建物台帳が作成されなかったため、平成 30 年度中に取得した建物として財産に関する調書に含まれていなかった。これは、ポンプ場の稼働に合わせて建物台帳を作成するという誤った認識により、令和元年 12 月に建物台帳が作成されたことに起因するものである。建設工事で取得した建物は、引渡しを受けた際の建物台帳作成を徹底するなど、財産の状況を適正に公有財産台帳へ反映されるよう要望する。

【建設部 都市整備課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

都市整備課の所管する外郭団体の会計事務について、監査対象期間の8か月の間に、職員による立替払が3回行われていた。これは、会計事務が担当者任せとなり、組織としての確認が形骸化していたものと考えられる。立替払については、磐田市準公金の取扱い基準において明確に禁止されているので、組織において、改めて準公金としての適正な管理方法について確認し、実施されるよう要望する。

【建設部 都市計画課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【建設部 建築住宅課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【企画部 秘書政策課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【企画部 広報広聴・シティプロモーション課】

指摘事項

現金管理において、つり銭資金の交付を受けた時又は現金を領収した時は、現金残高を確認しつり銭資金整理簿へ記載することとされているが、交付されているつり銭資金及び領収した現金について、現金残高確認が毎日行われておらず、つり銭資金整理簿の作成及び記載がされていなかった。また領収書については、予め連番号を付すこととされているが、付されていないものが見受けられた。現金管理及び領収書の取扱いについて、改めて財務諸規程の基本事項を確認し、今後は厳正な管理をされたい。

所見（要望事項）

特になし

【企画部 財政課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし